

もみや幼稚園 重要事項説明書

第1条（施設の名称等）

学校法人 宮田学園が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 もみや幼稚園
2. 所在地 〒319-1235 茨城県日立市茂宮町 188

第2条（施設の目的及び運営の方針）

1. もみや幼稚園（以下「本園」という。）は、学校教育法第22条及び第23条に従って入園する幼児（以下「園児」という。）を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
2. 本園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある保育活動をすすめ、園児・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。

第3条（提供する特定教育・保育の内容）

1. 本園は、安心・安定した情緒と田園に囲まれた自然豊かな保育環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう保育を行うものとする。
2. 本園は、子育て支援と対話・相談を大切にし、親と子の育ちの場となるよう努めるものとする。
3. 本園は、「学校教育法」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
4. 本園の「園則 第一章」に定める通りとする。

第4条（職員の職種、員数及び職務に内容）

本園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

（1）園長1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

（2）副園長（教頭）1人

副園長（教頭）は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

(3) 主幹教諭 1人

主幹教諭は、園長（及び副園長）（及び教頭）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、幼児の教育をつかさどる。

(4) 指導教諭 2人

指導教諭は、幼児の教育をつかさどり、教諭その他の職員に対し、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 教諭 6人以上

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(6) 事務職員 3人（常勤2人、非常勤1人）

事務職員は、事務に従事する。

第5条（教育を行う日及び時間帯）

本園の教育を行う日及び時間帯は本園の定める通りとする。

（学期）1年を次の3学期に分ける。

第6条（特定教育・保育を行う日）

1. 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2. 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 学年末休業

(3) 学年年始休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

3. 本園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4. 本園は、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

第7条（保育料等）

保育料については無償化となり、保護者からは保育関連に必要とされる実費のみの徴収とする。

(特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
設備費	施設や遊具の維持管理に必要な費用	1,000円/月

(特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
教材費・行事費	絵本・運動会賞品・クリスマスプレゼント・写真	1,500円/月
給食提供に係る費用	週2回・希望者のみ	340円/1食
バス代	通園バスの利用者対象	3,000円・3,100円/月
保険加入に係る保護者負担	園が加入する損害補償保険の保護者負担分	200円/年
用品代	入園児用品(園児服・帽子・カバン等)	実費を徴収
卒園積立金	卒園アルバム作成に係る費用など	1200円/月(10ヶ月)
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみの購入費用 (制作活動に使用するため)	実費

第8条(利用定員及び学級の編成)

利用定員は、次のとおりとする。

3歳児	4歳児	5歳児	計
20人	35人	35人	90人

第9条(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

1. 本園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。
2. 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第8条に定める利用定員の総数を超える場合は、申込みを受けた順序により決定する方法により選考する。
3. 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

第10条（特定教育・保育の提供を行う時間等）

1. 特定教育・保育を提供する時間は、午後14時30分から午後18時00分とする。
2. 本園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。
3. 本園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として費用を徴収する。

項目	金額
利用子どもの預かり保育に係る利用者負担 平日	14時30分～15時30分 50円 ～18時00分 400円 (おやつ1回 50円)

第11条（緊急時における対応方法）

1. 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに保護者へ連絡する。状況により嘱託医又は幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
2. 保育の提供により重大事故が発生した場合は、日立市等の関連役所、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について確認するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
4. 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第12条（非常災害対策）

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任を定め、少なくとも年2回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

第13条（虐待の防止のための措置）

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第14条(その他施設の運営に関する重要事項)

本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

1. 保育の実施に当たっての計画
2. 提供した保育に係る提供記録
3. 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
4. 重大事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録(その他運営に関する重要事項)

第15条(秘密保持)

1. 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。